

経営管理委員会構成員について

2016年度一般社団法人日本感染管理ネットワーク総会におきまして、会則第19条について、評議員より従来の「事業諮問委員会」の代わりに「経営管理委員会」として設けることの承認を受けました。加えて、一般会員より当委員会の構成員に関して第三者の参加の必要性についてご意見をいただきました。その後、理事会にて数回の検討の結果、以下会則第19条(4)のその他代表理事が必要と認め出席を依頼した者として、代表理事を務めた経験を有する会員の方を中心に複数名にご参加いただく事にいたしました。つきましては、会員の皆様にはご了解いただきますようよろしくお願いいたします。なお、諸般の検討につき、事実上の開催は2017年度になる予定です。今後も当ネットワークは会員様のご指導ご鞭撻を受け、より発展していくべく努力していく所存です。

日本感染管理ネットワーク代表理事 李 宗子

参考：

日本感染管理ネットワーク会則

第19条

当法人に経営管理会議を設け、運営については経営管理委員会議規定に基づくものとする。経営管理委員会は、下記の委員をもって構成し、必要時に代表理事が招集する。理事の報酬はないものとし、交通費などについては、内規に基づき支払うものとする。

- (1) 代表理事 副代表理事 3名以内
- (2) 会計担当者 2名以内
- (3) 司法書士 1名以内
- (4) その他代表理事が必要と認め出席を依頼した者

経営管理会議は、次の職務を行う。

- (1) 経営に関する事項について、理事会の諮問に応じて意見を述べる
- (2) 経営状況を掌握し、適切な収支予算によって事業が展開されるよう監視する
- (3) 事業計画を立案するにあたり、収支予算案および意見を述べる